



2022年2月17日

各 位

会 社 名 内外トランスライン株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 常 多 晃  
(コード番号：9384 東証一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 三 根 英 樹  
(TEL 06-6260-4800)

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の当社第42期定時株主総会での承認を条件として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。

また、これに伴い同定時株主総会に付議する定款一部変更を併せて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 監査等委員会への移行

##### (1) 移行の目的

取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図ることにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社へ移行するものです。

##### (2) 移行の時期

2022年3月25日開催予定の当社第42期定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款一部変更について

##### (1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行のための監査等委員会の新設及び監査等委員である取締役に關する規定の追加等、並びにそれに伴う監査役及び監査役会に關する規定の削除等を行い、併せて附則として監査役の責任免除の規定削除に伴う経過措置の規定を設けるものです。
- ② 監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できる旨の規定を新設するものです。
- ③ 監査等委員会設置会社への移行に伴い取締役の員数を見直し、現行の定款第19条に定める取締役の員数を12名以内から10名以内（監査等委員である取締役を除く。）に変更するものです。
- ④ 2019年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を取る旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものです。また、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### (3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月25日
定款変更の効力発生日	2022年3月25日

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p>	<p>(機関)</p>
<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほかに、次の機関を置く。</p>	<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほかに、次の機関を置く。</p>
<p>1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p>	<p>1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) <u>3. 会計監査人</u></p>
<p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p>第6条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第6条～第11条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第12条～第14条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第14条 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p>
<p>第16条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第16条～第18条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(員数)</p>	<p>(員数)</p>
<p>第19条 当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u></p>	<p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>10名以内とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第20条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第20条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>
<p>2. ～ 3. (条文省略)</p>	<p>2. ～ 3. (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第21条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第21条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社の代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長を各1名、取締役副社長および専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に関わる決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社の代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選任する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長および取締役社長を各1名、取締役副社長および専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 当社の取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役はこれに署名もしくは記名押印し、または、電子署名を行う。</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 当社の取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに署名もしくは記名押印し、または、電子署名を行う。</p>
<p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 <u>当社の監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>第30条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p><u>第32条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 当社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選任する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 当社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 当社の監査役の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 <u>当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第39条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 当社の監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を定めることができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 当社の監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 当社の監査等委員会の決議は、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 当社の監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第42条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が<u>監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第38条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が<u>監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第7章 計算</p> <p>第43条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p><u>第1条 当社は、第42期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第2条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>